

第2期  
二戸市国民健康保険  
特定健康診査等実施計画書

平成26年4月

二戸市

## 序章 計画策定にあたって

### 1 特定健診・特定保健指導の導入の趣旨

わが国は、国民皆保険制度のもと、誰もが安心して医療が受けられる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。

しかし、医療技術の進歩や急激な少子高齢化等による医療費の増加など環境変化の中で、医療保険制度を堅持し、将来的に持続可能なものにしていくため、医療費についてはその過度の増大を招かないよう、疾病の予防の観点から計画的に適正化を図る必要があります。

このような状況に対応するため、「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和 57 年法律第 80 号）（以下「高確法」という。）に基づき、糖尿病等の生活習慣病を中心とした疾病予防を重視する特定健康診査（以下「特定健診」という。）及び特定保健指導（以下「保健指導」という。）を実施することになりました。

このため、特定健診・保健指導については、

- ① 特定健診等を適切に実施することで、医療費適正化の効果が期待され、保険者が大きな成果を出せること。
- ② 特定健診等のデータとレセプト（診療報酬明細書）データを突合し、分析することで、より効果的な保健指導の方法等を検討できること。
- ③ 特定健診等の対象者の把握及び管理が行いやすいこと。

上記の趣旨により、二戸市国民健康保険の保険者である二戸市は、高確法に基づき、糖尿病等の生活習慣病に着目した特定健診及び保健指導を実施するものです。

### 2 特定健診・保健指導の対象となる生活習慣病

特定健診・保健指導の対象となる生活習慣病は、<sup>※1</sup> メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者・予備群とします。

生活習慣病発症の背景には不適切な食生活や、<sup>※2</sup> ロコモティブシンドローム（運動器症候群）等の運動不足が原因で、やがて糖尿病、高血圧症、<sup>※3</sup> 脂質異常、肥満症等の発症を招き、外来通院及び投薬が始まり、生活習慣の改善がないままに、虚血性心疾患や脳血管疾患等の発症に至るという経過をたどることになります。

このため、生活習慣の改善による糖尿病等の生活習慣病の予防対策を進め、糖尿病等を予防することで、生活の質の維持及び向上を図るものです。

### 3 メタボリックシンドロームに着目する意義

平成 17 年 4 月に、日本内科学会等内科系 8 学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示しました。

これは、<sup>※4</sup> 内臓脂肪型肥満を共通の要因として、高血糖、脂質異常、高血圧を呈する病態であり、それぞれが重複した場合は、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高く、内臓脂肪を

---

<sup>※1</sup> 内臓脂肪型肥満に加え、高血糖・脂質異常症・高血圧のうち二つを合併した状態。動脈硬化の危険因子として注目される。

<sup>※2</sup> 運動器が衰え、痛みが現れたり、転倒することにより動くことが困難になったり、要介護につながる可能性がある状態。

<sup>※3</sup> 高脂血症

<sup>※4</sup> 内臓とその周辺に脂肪が蓄積。腹囲にて推定（臍の高さで測る腹囲測定値が、男性 85 cm 以上、女性 90 cm 以上）

減少させることでそれらの発症リスクの低減が図られるという考え方を基本としています。すなわち、内臓脂肪型肥満に起因する糖尿病、高血圧、脂質異常は予防可能であり、また、発症してしまった後でも、血糖、血圧等をコントロールすることにより、心筋梗塞等の心血管疾患、脳梗塞等の脳血管疾患、人工透析を必要とする腎不全などへの進展や重症化を予防することは可能であるという考え方です。

#### 4 内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための特定健診・保健指導の基本的な考え方について

	特定健診・保健指導
健診・保健指導の関係	内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための保健指導を必要とする者を抽出する健診
特徴	結果を出す保健指導
目的	内臓脂肪型肥満に着目した早期介入・行動変容 リスクの重複がある対象者に対し、医師、保健師、管理栄養士等が早期に介入し、行動変容につながる保健指導を行う
内容	自己選択と行動変容 対象者が代謝等の身体のメカニズムと生活習慣の改善を自ら選択し、行動変容につなげる
対象者	健診受診者全員に対し、必要度に応じ、階層化された保健指導を提供 リスクに基づく優先順位をつけ、保健指導の必要性に応じて「情報提供」「動機づけ支援」「積極的支援」を行う
方法	健診結果の経年変化及び将来予測を踏まえた保健指導 データ分析等を通じて集団としての健康課題を設定し、目標に沿った保健指導を計画的に実施 個々人の健診結果を解くとともに、ライフワークスタイルを考慮した保健指導
評価	アウトカム（結果）評価 糖尿病等の有病者・予備群の <u>25%減少</u>

#### 5 計画の性格

この計画は、国の特定健康診査等基本指針（法第 18 条）に基づき、二戸市が策定する計画であり、岩手県医療適正化計画と十分な整合性を図るものとします。

#### 6 計画の期間

この計画は、平成 23 年の東日本大震災の影響により、第 2 期は平成 26 年度から平成 29 年度までの 4 年間での評価と見直しを行います。

#### 7 計画の目標値

この計画の実行により、内臓脂肪症候群の該当者・予備群の数を平成 29 年度までに、25%減少することを目標とします。

## 第1章 二戸市の現状

### 1 二戸市の特徴

本市の人口は、男性 13,948 人、女性 15,538 人、男女計 29,486 人（平成 25 年 3 月末現在）となっており、第 1 期策定時と比べ、7.3%の減少となっています。65 歳以上の老年者の人口割合は、31.0%となっており、県平均 27.2%を上回り超高齢化が進んでいます。

平成 23 年度の人口動態調査に基づく本市の死亡総数は年間 434 人であり、死因別では上位から悪性新生物が 95 人、心疾患 83 人、脳血管疾患 59 人となっております。この三大死因による死亡数は、全体の 54.6%を占めており、特に、脳血管疾患と心疾患の死亡率は県平均、全国平均と比べて高い数値となっています。

表 1 死亡別比較

区 分	主な死因別死亡率（人口 10 万対）（%）			死亡数（人）
	全国	岩手県	二戸市	二戸市
悪性新生物	283.2	325.5	323.8	95
心疾患	154.5	218.6	282.9	83
脳血管疾患	98.2	179.8	201.1	59

平成 23 年岩手県環境保健研究センター（人口動態統計データ）

平成 24 年度の特健康診査結果では、受診者総数 2,464 人で、メタボリックシンドロームの該当者割合は 17.5%、予備群者割合は 8.8%となっています。

また、血圧の有所見者は、平成 24 年度では、41.3%となっており、血糖値の有所見者は増加傾向にあります。

表 2-1 特定健康診査結果

（単位：人・%）

区分 年度	対象者数	受診者数	受診率	メタボリック シンドローム 該当者		メタボリック シンドローム 予備群者	
				人数	割合	人数	割合
				20 年度	7,738	3,017	39.0
21 年度	7,620	2,907	38.2	576	19.8	280	9.6
22 年度	7,365	2,837	38.5	542	19.1	224	7.9
23 年度	7,216	2,808	38.9	506	18.0	273	9.7
24 年度	6,885	2,464	35.8	431	17.5	218	8.8

表 2-2 積極的支援

(単位：人・%)

区分 年度	対象者数	利用者数	利用率
20 年度	208	20	9.6
21 年度	192	8	4.2
22 年度	185	10	5.4
23 年度	176	14	8.0
24 年度	142	8	5.6

表 2-3 動機付け支援

(単位：人・%)

区分 年度	対象者数	利用者数	利用率
20 年度	411	44	10.7
21 年度	379	39	10.3
22 年度	343	33	9.6
23 年度	301	52	17.3
24 年度	274	16	5.8

表 2-4 検査項目別の要指導・要医療者数及び率

(単位：人・%)

〈 血 圧 〉							
区分 年度	受診者数	異常なし		要指導		要医療	
		人数	率	人数	率	人数	率
20 年度	3,090	1,666	53.9	481	15.6	943	30.5
21 年度	3,071	1,625	52.9	568	18.5	878	28.6
22 年度	2,962	1,634	55.2	499	16.8	829	28.0
23 年度	2,949	1,516	51.4	563	19.1	870	29.5
24 年度	2,631	1,542	58.7	459	17.4	630	23.9

(単位：人・%)

〈 HDL コレステロール 〉							
区分 年度	受診者数	異常なし		要指導		要医療	
		人数	率	人数	率	人数	率
20 年度	3,090	2,784	90.0	230	7.4	76	2.5
21 年度	3,071	2,832	92.2	182	5.9	57	1.9
22 年度	2,962	2,802	94.6	104	3.5	56	1.9
23 年度	2,949	2,793	94.7	98	3.3	58	2.0
24 年度	2,631	2,526	96.1	67	2.5	38	1.4

(単位：人・%)

〈 中 性 脂 肪 〉							
区分 年度	受診者数	異常なし		要指導		要医療	
		人数	率	人数	率	人数	率
20年度	3,090	2,270	73.5	510	16.5	310	10.0
21年度	3,071	2,276	74.1	494	16.1	301	9.8
22年度	2,962	2,274	76.8	432	14.6	256	8.6
23年度	2,949	2,201	74.6	461	15.6	287	9.7
24年度	2,631	1,997	75.9	399	15.2	235	8.9

(単位：人・%)

〈 血 糖 〉							
区分 年度	受診者数	異常なし		要指導		要医療	
		人数	率	人数	率	人数	率
20年度	3,090	2,723	88.1	268	8.7	99	3.2
21年度	3,071	2,757	89.8	223	7.3	91	3.1
22年度	2,962	2,668	90.0	218	7.4	76	2.6
23年度	2,949	2,538	86.1	305	10.3	106	3.6
24年度	2,631	2,230	84.8	310	11.8	91	3.4

(単位：人・%)

〈 ヘモグロビン Alc 〉							
区分 年度	受診者数	異常なし		要指導		要医療	
		人数	率	人数	率	人数	率
20年度	3,090	1,785	57.8	986	31.9	319	10.3
21年度	3,071	1,734	56.5	1,018	33.1	319	10.4
22年度	2,962	1,473	49.7	1,163	39.3	326	11.0
23年度	2,949	1,782	60.4	849	28.8	318	10.8
24年度	2,631	1,616	61.4	762	29.0	253	9.6

表3 BMI 25以上の5階級別の割合

(単位：%)

年度	総数	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳
20年度	33.4	36.3	33.6	32.6	30.2	33.9	34.1	33.7
21年度	32.9	38.0	39.4	30.4	31.0	29.1	33.0	40.1
22年度	32.5	34.2	40.9	27.8	32.7	30.6	31.2	35.0
23年度	33.1	42.6	38.5	33.0	32.0	28.7	33.1	35.4
24年度	31.4	25.0	44.2	38.5	26.4	28.4	31.1	33.0

表 4-1 24 年度男女別 BMI 25 以上の割合 (単位：%)

区分	総数	40-44 歳	45-49 歳	50-54 歳	55-59 歳	60-64 歳	65-69 歳	70-74 歳
男性	34.5	30.8	52.0	45.5	31.2	31.7	33.1	34.3
女性	29.1	18.2	35.6	33.3	22.8	26.0	29.6	32.1

表 4-2 BMI 25 以上の割合 (岩手県との比較) (単位：人・%)

区 分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
岩手県平均	31.3	29.9	29.4	29.4	—
二戸市平均	33.4	32.9	32.5	33.1	31.4

本市の国民健康保険被保険者数は、9,690 人(平成 25 年 3 月現在)となっており、人口の 32.86% を占めています。国民健康保険疾病分類別統計(平成 24 年 5 月診療分)から、本市の国民健康保険加入者の疾病分類は、過去 3 カ年(いずれも各年の 5 月データ)の状況から医療件数及び医療診療点数において、「循環器系」、「内分泌系」等の生活習慣病が全体の 3 割を占めております。

したがって、これらの背景となっている生活習慣を捉え、その改善に向けた予防対策を進めることによって、若い世代からの糖尿病等生活習慣病を予防し、さらには、すでに生活習慣病を発症している人に対しても、重症化を予防し、生活の質の維持及び向上が図られ、ひいては、医療費の適正化を実現することが可能になると考えます。

## 第 2 章 特定健康診査等の年次別達成目標

各保険者は、実施計画における平成 29 年度の目標値を、国の示す参酌標準に則して設定することとしており、毎年度の目標値は、本市の過去の状況を踏まえ、円滑に平成 29 年度の目標値に達成できるように次のとおり設定します。なお、国民健康保険者の参酌標準は、特定健診受診率 60%、特定保健指導実施率 60%、内臓脂肪症候群の該当者及び予備群の減少率 25%となります。

表 5 二戸市の目標値

区 分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
特定健診受診率	45%	50%	55%	60%
特定保健指導実施率	15%	30%	45%	60%
内臓脂肪症候群の該当者、予備群の減少率				25%

※「内臓脂肪症候群の該当者・予備群」は、平成 20 年度対比で平成 29 年度のみ設定。

### 第3章 特定健康診査等の対象者

#### 1 特定健康診査等実施の基本的な考え方

予防に着目した効果的・効率的な特定健康診査・特定保健指導実施のため、次の取り組みを強化します。

- (1) 特定健診未受診者の確実な把握
- (2) 特定健診結果からの必要な特定保健指導の徹底

表6 特定健康診査実施に関する目標値の設定(推計)

目標設定項目		26年度	27年度	28年度	29年度
特定健診対象者数(推計値)		6,564人	6,338人	6,097人	5,877人
特定健診目標 受診率	受診率	45%	50%	55%	60%
	受診者数	2,953人	3,169人	3,353人	3,526人

なお、対象者は次の者を除外したものを各年度の実施すべき人数とします。

- ① 特定健康診査に相当する健診を受診し、その結果を証明する書面を提示した者
- ② 年度途中で転入・転出等の異動が生じた者
- ③ 妊産婦
- ④ その他厚生労働大臣が定める者(刑務所入所中、海外在住、長期入院等の者)

### 第4章 特定保健指導の階層化した対象者

国民健康保険者は、特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対し、毎年度、計画的に(特定健康診査等実施計画に定めた内容に基づき)特定保健指導を実施します。

特定保健指導は、「情報提供」、「動機付け支援」、「積極的支援」とします。

特定健診の結果により健康の保持に努める者とは、次の基準に該当する者としてします。

表7 特定保健指導の対象者(階層化)

区分	追加リスク	④喫煙歴	対 象	
	①血糖②脂質③血圧		40～64歳	65～74歳
腹 囲 ≥85 cm (男性) ≥90 cm (女性)	2つ以上該当	/	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当	あり		
			なし	
上記以外で ※ <sup>5</sup> BMI ≥25	3つ該当	/	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当	あり		
			なし	
	1つ該当	/		

※<sup>5</sup> BMI Body Mass Index=体格指数の頭文字をとったもので、肥満度を判定する国際基準  
BMI 25以上の方は生活習慣病に注意が必要とされています。 BMI=体重(Kg)÷身長(m)÷身長(m)



## 1 特定保健指導の対象者数

特定保健指導の対象者になると予想される割合（発生率）は、二戸市の発生率（表 8）をもとに推計をします。

表 8 特定保健指導の対象者の発生率(二戸市)

区 分		動機付け支援	積極的支援	合 計
男性	40～64 歳	7.0%	22.7%	29.7%
	65～74 歳	17.5%	—	17.5%
	40～74 歳	12.7%	10.4%	23.1%
女性	40～64 歳	8.4%	7.3%	15.7%
	65～74 歳	9.9%	—	9.9%
	40～74 歳	9.3%	3.3%	12.6%
合計	40～64 歳	7.8%	13.9%	21.7%
	65～74 歳	13.1%	—	13.1%
	40～74 歳	10.7%	6.3%	17.0%

表 9 特定保健指導の推計対象者数（二戸市）

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
①表 6 特定健診受診者数	2,953 人	3,169 人	3,353 人	3,526 人
②表 8 動機付け支援発生率(二戸市)	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%
③表 8 積極的支援発生率(二戸市)	6.3%	6.3%	6.3%	6.3%
①×② 動機付け支援対象者数	315 人	339 人	358 人	377 人
①×③ 積極的支援対象者数	186 人	199 人	211 人	222 人

## 第5章 特定健康診査等の実施方法

### 1 特定健診の実施

#### (1) 実施場所

民間健診機関への委託実施とし、一定の期間と場所を定めて、健診車を利用して市内を巡回実施する集団健診の形態とします。

#### (2) 実施内容（健診項目）

国の基準では、「基本的な健診項目」と医師の判断による「詳細な健診項目」を区分して定めていますが、本地域の健康実態に鑑み、40～74歳の健診受診者全員に対して、次の「基本的な健診項目」、「詳細な健診項目」及び「市独自の健診項目」を実施します。

また、65歳以上の健診受診者に対しては、<sup>※6</sup>生活機能評価を併せて実施します。

表10 健診項目

基本的な健診項目	詳細な健診項目	市独自の健診項目
① 既往歴の調査	① 貧血検査（ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球の測定）	① 代謝検査（尿酸値）
② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	② 心電図検査	② 腎機能検査（血清クレアチニン値）
③ 身長、体重の測定	③ 眼底検査	
④ BMIの測定		
⑤ 血圧の測定		
⑥ 肝機能検査		
⑦ 血中脂質検査		
⑧ 血糖検査		
⑨ 尿検査		
⑩ 腹囲の測定		

#### (3) 受診方法

指定された期間内に受診券及び保険証を持参の上、市内の指定された健診会場で受診します。期間内で受診できなかった人は、その後に設定される再受診期間内に受診するものとします。

#### (4) 周知・案内方法

個人ごとに受診通知書を送付し、特定健康診査の実施を案内するとともに、あらゆる機会を通して周知をします。

- ①市広報・ホームページに掲載します。
- ②カシオペアFM（ラジオ）で健診を周知します。
- ③地域の保健委員との連携を図り、健診を周知します。
- ④各医療機関との連携を図り、健診を周知します。

<sup>※6</sup> 介護予防事業の対象者を選定することを目的に、平成18年度から65歳以上を対象に老人保健事業の基本健康診査と併せて実施される「介護予防のための生活機能に関する評価」

(5) 特定健康診査データの保管及び管理方法

特定健康診査データは、原則として特定健康診査を受託する医療機関が、国の定める電子的標準様式により、岩手県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ提出します。

特定健康診査に関するデータは、二戸市の健康管理システムにて管理及び保管し、健康推進サービスの向上を図ります。

## 2 特定保健指導の実施

(1) 実施場所

市総合福祉センター及び市内の集会施設等を利用して実施します。

(2) 実施内容

実施内容は、別に定める「標準的な健診・保健指導プログラム」第3編第3章に記載されている内容とします。

特定保健指導とは、対象者の生活を基盤とし、対象者が自ら生活習慣の課題に気づき、健康的な行動変容の方向性を自らが導き出せるよう支援するため、健康課題や優先順位を対象者とともに考え、実行可能な行動目標を立てられるよう支援できるプログラムを検討し、個別面接や小集団のグループワーク等を活用し行動変容のきっかけづくりを行います。

なお、特定保健指導プログラムは、対象者の保健指導の必要性ごとに「情報提供」、「動機付け支援」、「積極的支援」に区分されますが、各保健指導プログラムの目標を明確化した上で、サービスを提供する必要があることから、特定保健指導の実施に当たっては、医師、保健師、管理栄養士等が中心となって、対象者が参加しやすい条件を整えつつ実施するものとします。

(3) 実施時期

特定保健指導は、年間を通して実施します。（特定保健指導実施に関する年間スケジュール）

但し、当該年度における特定保健指導対象者への特定保健指導は、特定健康診査受診後一定期間経過後から、原則、当該年度末までに着手するものとします。

(4) 指導方法

指定された期間内に指定された場所で、指導を受けるものとします。

原則として、特定保健指導に係る本人負担は無料とします。（個人専用使用の物品購入にかかる費用は自己負担とします。）

(5) 周知・案内方法

特定保健指導の対象者ごとに、案内文を送付し、指導の開始を周知します。

なお、市広報等に掲載し、周知を図ります。

また、各種チラシ及びポスター等で特定保健指導の必要性等について意識啓発を図ります。

(6) 特定保健指導データの保管及び管理方法

特定保健指導データは、国の定める電子的標準様式により、国保連へデータを提出します。

特定保健指導に関するデータは、二戸市の健康管理システムにて管理及び保管し、健康推進サービスの向上を図ります。

(7) 特定保健指導の対象者の抽出(重点化)の方法(優先順位)

特定健診の結果により、下記表の優先順位により指導対象者を抽出します。

表 11 動機付け支援

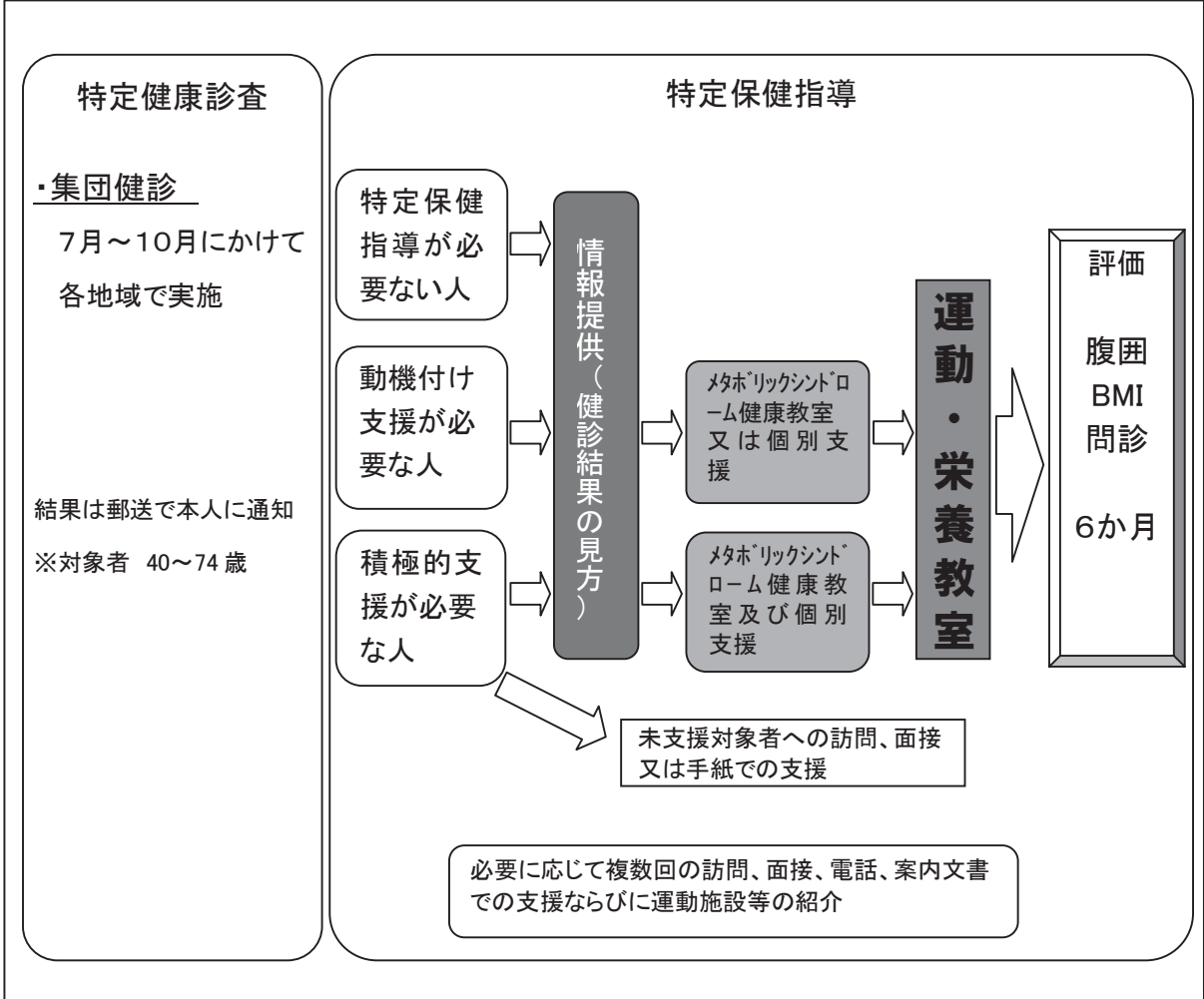
区分	順位	追 加 リスク	優 先 順 位					
			①	②	③	④	⑤	⑥
腹 囲 男性 $\geq 85$ cm以上 女性 $\geq 90$ cm以上		血糖	○					
		脂質		○				
		血压			○			
BMI $\geq 25$ 以上		血糖	○	○		○		
		脂質	○		○		○	
		血压		○	○			○

表 12 積極的支援

区分	順位	追 加 リスク	優 先 順 位					
			①	②	③	④	⑤	⑥
腹 囲 男性 $\geq 85$ cm以上 女性 $\geq 90$ cm以上		血糖	○	○	○	○	○	○
		脂質	○	○	○		○	
		血压	○	○		○		○
		喫煙	○		○	○		
BMI $\geq 25$ 以上		血糖	○	○	○	○	○	
		脂質	○	○	○		○	
		血压	○	○		○		
		喫煙	○		○	○	○	

(8) 特定保健指導実施に関する年間スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
普及啓発活動														
特定健康診査														
特定保健指導														



## 第6章 個人情報保護

### (1) 基本的な考え方

特定健康診査等で得られる個人の健康情報の取扱いについては、個人情報保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン並びに二戸市個人情報保護条例等を踏まえた対応を行います。

効果的・効率的な特定健康診査等を実施するため、収集された個人情報を利用しますが、その際には、受診者の利益を最大限に保証するため個人情報の保護に十分な配慮をします。

### (2) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いに関しては、個人情報保護法に基づく「国民健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づいて行います。

特定健康診査を外部に委託する際は、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、業務委託先の履行状況を管理していきます。

### (3) 守秘義務規定

個人情報を適正に取り扱うため、次のとおり守秘義務に関する規定が設けられています。

#### ○国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

第二百十条の二 保険者の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者が、正当な理由なしに、国民健康保険事業に関して職務上知得した秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

#### ○高確法

第三十条 第二十八条の規定により保険者から特定健康診査等の実施の委託を受けた者（その者が法人である場合にあってはその役員）若しくはその職員又はこれらの者であった者は、その実施に関して知り得た個人の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

第六十七条 第三十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

## 第7章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

### (1) 広報及び周知方法

この計画については、市ホームページに掲載することにより、周知を図ります。

### (2) 趣旨の普及啓発の方法

特定健診等の趣旨の啓発については、広報及び保健事業関係の会議等、あらゆる機会をとらえて啓発します。

## 第8章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

### 1 基本的な考え方

毎年度、計画の達成・進捗状況を点検し、その結果に基づいて必要な対策・見直し等の実施計画の進行管理を行います。

評価は、特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率、実施方法・内容・スケジュール等を評価します。

### 2 評価方法

#### (1) 特定健診・特定保健指導の実施率

国への法定報告値を基に、実施計画における目標値の達成状況を把握し評価します。

#### (2) メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率

平成20年度実施分を基準としてメタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合の減少率を算出します。

#### (3) 実施方法・内容・スケジュール等

実施計画上の内容と実際の事業の実施状況を比較し、総合的に評価・分析を行い目標に向かって事業が推進されているのかを評価します。

### 3 評価の実施責任者

個人に対する特定保健指導の評価は、特定保健指導実施者が、実施責任者となります。

集団に対する特定保健指導の評価は、特定保健指導実施者及び保険者が、評価の実施責任者となります。

特定保健指導実施者に対する研修を行っている者も、この評価に対する責務を持つこととなります。

事業としての特定保健指導の評価は、特定健康診査等の事業を企画する立場にある保険者がその評価の責任を持つこととなります。

最終評価については、特定健康診査等の成果として、対象者全体における生活習慣病対策の評価（有病者、医療費等）を行うことから、保険者が実施責任者となります。

なお、保健運営の健全化の観点から二戸市国民健康保険運営協議会において毎年度進捗状況を報告し、状況に応じて本計画を見直します。

## 第9章 その他、特定健診等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項

健康増進法（平成14年法律第103号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく、がん検診及び介護保険生活機能評価については、特定健康診査の受診者に対して、同時に実施することができるものとします。

なお、人間ドック（本計画に定める実施項目を含みます。）を受診した場合は、特定健康診査に代えることができるものとします。